

最低工賃額の審議に係る参考資料

1 標準能率について

標準能率とは、初級熟練者が標準的な作業条件の下で標準的な作業速度をもって作業したときの能率とされている。

令和6年度の実態調査結果において、1時間当たりの標準能率には100から1,000本と数値の開きがある。(以前は「差し」と表現していたが、「本」で統一する。)

本県のワイヤーハーネスに係る工賃の標準能率は、平成5年度以降927本として、工賃額の検討が行われている。(以前は「カプラー差し」と表現していたが、「ワイヤーハーネス」で統一する。)

過去、確認した九州・中国地方のワイヤーハーネス関連の標準能率を見ると、以下のとおり533から1,225本となっており、平均値は984.6本となる。

	鹿児島	A	B	C	D	E	F	G	H	I
標準能率	927	1,210	1,090	764	1,225	1,094	533	1,000	1,059	944

2 これまでの工賃額の決定について

(1) 従来の工賃決定方法（審議方法）について

基本的には、

1時間当たりの工賃額の決定

↓

1時間当たりの工賃額／標準能率

↓

1個当たりの工賃（銭未満（一桁）切り上げ）

といった方法で、金額を決定してきた。

(2) 前回（令和4年12月22日発効）改正の場合

委託者側からは、工賃額の実態からして45～46銭、50銭未満が限度ではといった主張がなされ、一方、家内労働者側からは、工賃額の実態に加え、地域別最低賃金の引上げの状況等から、50銭を超える金額を求めたいとの主張がなされた。

その後、協議が行われ、最低工賃額42銭を50銭に改正することで、全会一致の結論を得た。

(3) 前々回（平成16年3月11日発効）改正の場合

- ① 平成12年度改正（平成13年5月発効）時の地域別最低賃金に対する割合（以下、対地賃比とする。）65.0%から1時間当たりの工賃額を算出。

【対地賃比算出方法】

1時間当たりの工賃額

最低工賃（42銭）×標準能率（927差し）＝390円（切上げ）

対地賃比

1時間当たりの工賃額（390円）÷地賃額（600円）＝65.0%

- ② 平成15年度改正時における地賃額（605円）に①の前回改正時における最低工賃の対地賃比（65.0%）で1時間当たりの工賃額を算出。

605円×65.0%＝393.25円

- ③ ②で算出された1時間当たりの工賃額を標準能率（927本）で除し、工賃額を算出。
 $393.25 \text{ 円} \div 927 \text{ 本} = 42.4 \text{ 銭} \text{ (43 銭)}$
- ④ 計算上は「1銭引き上げ」であったが、委託者の反対により最終的には家内労働者側が譲歩し、据え置き（全会一致）で結審している。

3 改正後の最低工賃額から見た対地賃比の推移について

		最低工賃額	標準能率	1時間工賃額	地域別最賃額	対地賃比
H5年度改正	(H5.9発効)	32銭	927本	297円	512円	58.0%
H7年度改正	(H8.6発効)	35銭	927本	325円	554円	58.7%
H10年度改正	(H11.5発効)	40銭	927本	371円	590円	62.9%
H12年度改正	(H13.5発効)	42銭	927本	390円	600円	65.0%
H15年度改正	(H16.3発効)	42銭	927本	390円	605円	64.5%
R4年度改正	(R4.12発効)	50銭	927本	464円	853円	54.4%

これまでの6回の改正時における対地賃比の平均は
 $(58.0\% + 58.7\% + 62.9\% + 65.0\% + 64.5\% + 54.4\%) \div 6 \text{ 回} = 60.5\%$ となる。

4 鹿児島県最低賃金引上げ率から見た最低工賃額について 別添のとおり。

最低工賃改正時毎の鹿児島県最低賃金の対前年度に対する引上げ率（以下、地賃引上げ率とする。）に応じた工賃額（参考値）を表にしたもの。

5 他県における同種の最低工賃額の現状について 資料13の②のとおり。

以下の表は、鹿児島県電気機械器具製造業最低賃金、品目ワイヤーハーネスの工程、規格と同様の他県の最低工賃額等を改正日が直近のものから並べたもの。

	地域別最賃目安ランク	改正年月日	最低工賃額	改正年度時の地域別最賃額
愛知県	A	R06.08.02	68銭	1,027円(R5)
長野県	B	R06.04.25	60銭	948円(R5)
静岡県	B	R05.05.05	53銭	944円(R4)
熊本県	C	R05.04.22	55銭	853円(R4)
鹿児島県	C	R04.12.22	50銭	853円(R4)
岡山県	B	R04.07.01	53銭	862円(R3)
宮崎県	C	R01.05.16	39銭	762円(H30)
島根県	B	H15.07.06	40銭	609円(H14)
大分県	C	H12.09.15	52銭	595円(H11)

※地域別最賃目安ランクは、令和6年度におけるランク。

6 現在の鹿児島県最低賃金額 953 円（令和 6 年 10 月 5 日発効）を基本に算出した場合の比較について

(1) 対地賃比からの検討

① 直近の令和 4 年度改正（令和 4 年 12 月発効）時の対地賃比 54.4%から 1 時間当たりの工賃額を算出した場合

$$953 \text{ 円} \times 54.4\% = 518.432 \text{ 円}$$
$$518.432 \text{ 円} \div 927 \text{ 本} = 55.9 \text{ 銭} \text{ (56 銭)}$$

② 過去 6 回の改正時における対地賃比の平均 60.5%から 1 時間当たりの工賃額を算出した場合

$$953 \text{ 円} \times 60.5\% = 576.565 \text{ 円}$$
$$576.565 \text{ 円} \div 927 \text{ 本} = 62.1 \text{ 銭} \text{ (63 銭)}$$

③ 過去 6 回の改正時で最も高い、平成 12 年度改正（平成 13 年 5 月発効）時の対地賃比 65.0%から 1 時間当たりの工賃額を算出した場合

$$953 \text{ 円} \times 65.0\% = 619.45 \text{ 円}$$
$$619.45 \text{ 円} \div 927 \text{ 本} = 66.8 \text{ 銭} \text{ (67 銭)}$$

(2) 地賃引上げ率からの検討

別添のとおりである。

直近の令和 4 年度改正（令和 4 年 12 月発効）時の工賃額 50 銭に当時地賃額 853 円から現在の地賃額 953 円の引上げ率を乗じ工賃額を算出した場合

$$953 \text{ 円} \div 853 \text{ 円} = 111.72\%$$
$$50 \text{ 銭} \times 111.72\% = 55.86 \text{ 銭} \text{ (56 銭)}$$

(3) 家内労働概況調査結果と最低賃金の全国加重平均額からの検討

令和 5 年度の家内労働概況調査によると、全国の平均工賃額（全家内労働業務）は、1 時間 522 円となっており、近年の地域別最低賃金の全国加重平均額（令和 6 年度 1,055 円、令和 5 年度 1,004 円、令和 4 年度 961 円）と比較すると、その割合は、以下のとおりとなる。

$$\text{令和 6 年度} \quad 522 \text{ 円} \div 1,055 \text{ 円} = 49.48\%$$
$$\text{令和 5 年度} \quad 522 \text{ 円} \div 1,004 \text{ 円} = 51.99\%$$
$$\text{令和 4 年度} \quad 522 \text{ 円} \div 961 \text{ 円} = 54.32\%$$

上記の割合を現在の鹿児島県最低賃金額 953 円に乗じて標準能率で除すると

$$\text{令和 6 年度} \quad 953 \text{ 円} \times 49.48\% = 471.544 \text{ 円}$$
$$471.544 \text{ 円} \div 927 \text{ 本} = 50.87 \text{ 銭} \text{ (51 銭)}$$

$$\text{令和 5 年度} \quad 953 \text{ 円} \times 51.99\% = 495.465 \text{ 円}$$
$$495.465 \text{ 円} \div 927 \text{ 本} = 53.45 \text{ 銭} \text{ (54 銭)}$$

$$\text{令和 4 年度} \quad 953 \text{ 円} \times 54.32\% = 517.670 \text{ 円}$$
$$517.670 \text{ 円} \div 927 \text{ 本} = 55.84 \text{ 銭} \text{ (56 銭)}$$

- (4) 最低工賃額から逆算した1時間当たりの工賃額の検討
 工賃額に標準能率として、927本を乗じ、得られた1時間当たりの工賃額
 (切上げ)を一覧にしたもの。

工賃額	標準能率	1時間当たりの工賃額 (切上げ)	地賃額	対地賃比
50 銭	927 本	464 円	953 円	48.69%
51 銭	927 本	473 円	953 円	49.63%
52 銭	927 本	483 円	953 円	50.68%
53 銭	927 本	492 円	953 円	51.63%
54 銭	927 本	501 円	953 円	52.57%
55 銭	927 本	510 円	953 円	53.52%
56 銭	927 本	520 円	953 円	54.56%
57 銭	927 本	529 円	953 円	55.51%
58 銭	927 本	538 円	953 円	56.45%
59 銭	927 本	547 円	953 円	57.40%
60 銭	927 本	557 円	953 円	58.45%
61 銭	927 本	566 円	953 円	59.39%
62 銭	927 本	575 円	953 円	60.34%
63 銭	927 本	585 円	953 円	61.39%
64 銭	927 本	594 円	953 円	62.33%
65 銭	927 本	603 円	953 円	63.27%

鹿児島県最低賃金引上げ率から見た最低工賃額

		平成4年度	平成5年度	平成6年度	平成7年度	平成8年度	平成9年度	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度	平成14年度
鹿児島県最低賃金		512円	528円	541円	554円	566円	579円	590円	595円	600円	604円	605円
県最賃引上げ率 (対前年度比)		104.07%	103.13%	102.46%	102.40%	102.17%	102.30%	101.90%	100.85%	100.84%	100.67%	100.17%
最低工賃 (ワイヤーハーネス)			32銭			35銭			40銭		42銭	
最上鹿 低 工 率 に 県 最 賃 額 に 応 じ た 引	H5発効 (32銭)	-	-	32.79銭	33.58銭	34.30銭	35.09銭	35.76銭	36.06銭	36.36銭	36.61銭	36.67銭
	H8発効 (35銭)	-	-	-	-	-	35.80銭	36.48銭	36.79銭	37.10銭	37.35銭	37.41銭
	H11発効 (40銭)	-	-	-	-	-	-	-	-	40.34銭	40.61銭	40.67銭
	H13発効 (42銭)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	42.07銭
		平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
鹿児島県最低賃金		605円	606円	608円	611円	619円	627円	630円	642円	647円	654円	665円
県最賃伸び率 (前年比)		100.00%	100.17%	100.33%	100.49%	101.31%	101.29%	100.48%	101.90%	100.78%	101.08%	101.68%
最低工賃 (ワイヤーハーネス)												
最上鹿 低 工 率 に 県 最 賃 額 に 応 じ た 引	H5発効 (32銭)	36.67銭	36.73銭	36.85銭	37.03銭	37.52銭	38.00銭	38.18銭	38.91銭	39.21銭	39.64銭	40.30銭
	H8発効 (35銭)	37.41銭	37.47銭	37.60銭	37.78銭	38.28銭	38.77銭	38.96銭	39.70銭	40.01銭	40.44銭	41.12銭
	H11発効 (40銭)	40.67銭	40.74銭	40.87銭	41.08銭	41.61銭	42.15銭	42.35銭	43.16銭	43.50銭	43.97銭	44.71銭
	H13発効 (42銭)	42.07銭	42.14銭	42.28銭	42.49銭	43.04銭	43.60銭	43.81銭	44.64銭	44.99銭	45.48銭	46.24銭
		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和1年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
鹿児島県最低賃金		678円	694円	715円	737円	761円	790円	793円	821円	853円	897円	953円
県最賃伸び率 (前年比)		101.95%	102.36%	103.03%	103.08%	103.26%	103.81%	100.38%	103.53%	103.90%	105.16%	106.24%
最低工賃 (ワイヤーハーネス)										50銭		
額 率 に 鹿 児 島 最 賃 額 に 応 じ た 最 賃 引 上 げ	H5発効 (32銭)	41.09銭	42.06銭	43.33銭	44.67銭	46.12銭	47.88銭	48.06銭	49.76銭	51.70銭	54.36銭	57.76銭
	H8発効 (35銭)	41.93銭	42.92銭	44.21銭	45.57銭	47.06銭	48.85銭	49.04銭	50.77銭	52.75銭	55.47銭	58.93銭
	H11発効 (40銭)	45.58銭	46.66銭	48.07銭	49.55銭	51.16銭	53.11銭	53.31銭	55.19銭	57.34銭	60.30銭	64.07銭
	H13発効 (42銭)	47.15銭	48.26銭	49.72銭	51.25銭	52.92銭	54.93銭	55.14銭	57.09銭	59.31銭	62.37銭	66.27銭
	R4発効 (50銭)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	52.58銭